

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	化学兵器禁止機関拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	56,320千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	化学兵器禁止機関（OPCW）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等、目的： ・化学兵器禁止条約（CWC）は、1997年4月29日に発効。CWCの発効に伴い、条約を実施する機関として同年5月に化学兵器禁止機関（OPCW）が設立された。CWCは、大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄（米、露等が保有する化学兵器（CW）の一定期間内での廃棄並びに遺棄化学兵器（ACW）及び老朽化化学兵器の廃棄）を定めたもの。条約遵守を確保するための検証制度（化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察）及び条約の履行確保並びにそのための締約国の国内体制構築・強化を図るための国際協力に係る規定を設けており、OPCWがその実施に当たっている。</p> <p>・OPCWは、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与するべく、各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業（条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等）に対する査察等を実施する。2013年には、シリアの化学兵器廃棄等に貢献したとして、OPCWはノーベル平和賞を授与されている。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標 ・本拠出金は、我が国が中国で実施するACW事業に対して、OPCWが実施する査察に関する費用に充てられる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項（ACWの保管、廃棄等の状況等）の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書（査察の内容等を記載したもの）の精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側当局関係者も査察団に同行する。</p> <p>・日本はCWCに基づき、中国において発見されている旧日本軍のACWを廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。OPCWは、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察の受け入れ及びその費用の負担を通じ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的姿勢を国際社会に対し示す（査察受け入れに要する費用の負担は、CWC検証附属書第4部（B）15等に基づく我が国の義務である。）。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・CWCは、化学兵器のない世界の実現という目標を掲げ事業を実施。現在までに、192か国が締約国となり、世界の人口の98%が条約の保護下で生活し、申告された化学兵器の内96%（72,304トン）の廃棄が完了、6,809回のOPCW査察が実施され、世界の4,766カ所の化学剤使用施設が査察対象として捕捉されている（2018年5月23日現在）。CWCは、実効的な検証制度を持つ初めての軍縮条約であり、最も成功している軍縮条約のひとつと評価されている。CWCの実施に当たる国際機関として、OPCWが設けられている。</p> <p>・中国における旧日本軍の遺棄化学兵器（ACW）廃棄処理については、日中共同でOPCWに提出した廃棄計画に基づき、2016年末までにOPCWに申告したACWを2022年までに廃棄を行う。2017年1月から12月に、OPCWは12回のACW査察を実施し、適切な廃棄の検証と日中のACW廃棄処理事業に関する透明性の確保を行った。</p> <p>・日本は定期的にOPCW技術事務局（年2回）との間で中国遺棄化学兵器問題等について協議を行い、効果的な廃棄の達成を目指している。</p>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<p>・外部監査 対象年度：2017年（暦年）、実施主体：NAO（英国の監査法人）、報告・提出月：2018年3月、結果及び対応：外部との契約に関して一定の改善の余地あり。これに対して、外部との契約に関して改善方法をOPCWが検討中。</p> <p>・内部監査（締約国からなる行財政委員会による内部監査を実施。） 対象年度：2016年1月～12月、報告・提出月：2017年7月 結果及び対応：（結果）リスクマネジメントプロセスを構築すること、統制が強化されるべき等の指摘がなされた。 （対応）リスクアセスメントの方法を2018年に活動計画に反映する。統制については改善策を検討中。</p> <p>・財政状況の報告 報告・提出月：2017年7月（2016年度）</p> <p>・監査報告の結果、財務管理、組織運営管理、組織資源計画（EPR）システム、及び人事管理に関する改善勧告がなされた。これに対して、財務管理、新規システム、人事管</p>						

	<p>理等について具体的改善方を OPCW が検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 締約国からなる行財政委員会による予算に係る内部評価を実施し、適正な支出を行うように尽力している。また外部監査も受けており、年1回その評価結果を公表している。毎回の執行理事会において、各勧告の実施状況がモニターされている。これら内部評価及び外部監査の結果は、年3回の執行理事会において締約国に対して報告され（直近の報告は2017年7月）、OPCW ホームページで公表される。また、年1回の締約国会議の承認を得て、年次財務報告が各締約国に報告され（直近の報告は2017年12月）、OPCW ホームページで公表される。事務局長のイニシアティブの下、化学兵器の廃棄の進展を踏まえた中長期的な組織の在り方に関する議論が行われている。また、更なるコスト削減や合理化を追求すべく、機構改革、人事整理などを実施している。 ・ 人件費削減を達成するために、それぞれのポストの級を下げるなどの尽力を行っている。化学兵器の廃棄の進展を受けて、査察官数の削減を行い、総人件費を抑えるように尽力している。本部ビルのテナント契約を複数年契約にして、テナント代を削減するなど、コストの削減に成功した。 ・ 外部監査において特段の指摘は受けていないものの、不適切な財務管理等の問題が発生した場合、迅速かつ適切な調査・処分・再発防止措置等ができるように、締約国からなる行財政委員会及び外部監査組織が検査を実施している。その結果は、年3回の執行理事会へ報告されており、即応体制が構築されている。 ・ 我が国は、執行理事会等の場を通じて、OPCW に対して、効率的な運営や財源の有効活用を見据え、真に必要な課題に適切に対処できる体制を築くことが必要である旨、主張しており、締約国の賛同を得ている。 													
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍縮・不拡散を重視する我が国として、化学兵器という大量破壊兵器を禁止する CWC の履行のための取組を行う OPCW への拠出は重要。本拠出金は、CWC 検証附属書第4部（B）15等に基づく我が国の義務である。 ・ OPCW 技術事務局とも緊密に協力をし、効率的な検証の在り方について我が国の意見が反映されている。 ・ 日本は、OPCW 設立当時より執行理事国を務めており、執行理事会等を通じ、OPCW の意思決定に我が国の意向を反映するための取組を継続している。 ・ また、OPCW の行財政事項を議論する行財政委員会に在オランダ日本大使館の CWC 担当官を委員として派遣し、OPCW の適切な行財政運営の維持及び意思決定に我が国の意向を反映するための取組を継続している。 ・ 2018年4月には、中根外務副大臣がハーグを訪問した際に、ウズムジュ事務局長と意見交換を行った。 ・ また、年2回、日本、中国及び OPCW 技術事務局との間で、遺棄化学兵器廃棄事業の検証の枠組み、検証要領のあり方等に係る技術的な側面等も含む協議を実施しており、我が国の意向を OPCW の検証事業に反映させている。 ・ 日本は CWC に基づき、中国において発見されている旧日本軍の ACW を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWC の実施機関である OPCW は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察の受け入れ及びその費用の負担を通じ、CWC 上の義務を誠実に実施するとともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的姿勢を国際社会に対し示している。 													
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p>	<p>全職員数 (専門職以上以下同じ) (2017年12月時点)</p>	<p>うち、 日本人職員数</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p>	<p>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</p>	<p>日本人職員数 (前年同時期)</p>	<p>日本人幹部職員数 (前年同時期)</p>							
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>192</td> <td>413</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.5%</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OPCW は、化学兵器を取り扱う専門的機関であることから、化学に関する専門知識と語学力の両立が求められており、日本人職員の採用が難しくなっている。 ・ 日本人職員数は、2016年には4名、2017年には3名から2名と減少傾向にあるところ、これは、他方で OPCW の人事政策上、職員の任期は最長7年とされているため、現職の日本人職員の任期満了時期が続く一方で、後任人材の発掘・採用が進んでいない状況にある。今後、幹部職員、査察官の増加を達成することが望ましい。 ・ 我が国は在オランダ日本大使館を通じて、定期的に事務局幹部や人事部との間で意見交換や申し入れ等を行っている。 								192	413	2	0	0.5%	2	0
192	413	2	0	0.5%	2	0								
<p>5 PDCA</p>	<p>PLAN</p>	<p>執行理事会で次年度予算案を策定、締約国会議にて予算案を承認。</p>												

サイクルの 確保等	DO	我が国の分担金支払。OPCWによる予算案執行。
	CHECK	内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。
	ACT	執行理事会や締約国会議、不定期の非公式協議を通じて運営における要改善事項を申入れ。
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの分担金は、用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 ・PDCAの更なる改善に係る当該機関との協議、日本から当該機関に対する働きかけ及びその成果・OPCWが実施する第11条に基づく国際協力プログラムの対象やその効果について適切な事後評価と評価を反映していくこと、プログラム間の重複をなくすことについて、日本は機会を捉えてOPCWへ申し入れている。
担当課室名	生物・化学兵器禁止条約室	